

学校経営のポイント

新年度を迎える“各学校の心構え”

若井 彌一

わが国の幼稚園から大学(大学院も含めて)まで、多くの「学校」では、平成 23 年度に予定されていた各種の学校行事は大きな山場を越えて、新年度への準備に入るところとなった。そして、4 月に入ると、多くの小・中・高等学校等では、新任・転任の教師と新入学生の幼児・児童・生徒等を迎えて、新しい年度が開始される。

“体系的な教育を組織的に”を適時に

ところで、現行の教育基本法は、平成 18 年 12 月 22 日に、それまでの旧法(昭和 22 年 3 月 31 日公布、法律第 25 号)が全部改正されたものであるが、この改正法では、旧法には定めなかった「学校は何をすることを基本的な任務または使命としているものであるか」についての規定が盛り込まれた。

確認までに掲げておく(6 条 2 項)

「前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」

およその意味あるいは趣旨は、解説するまでもない。肝心なことは、この規定の趣旨を踏まえて、各学校で児童・生徒等の「心身の発達の段階や特性」を的確にとらえたうえで、どのように活気にあふれた教育活動の展開を図るかである。

学習指導要領の「総則」部分、「第 1 教育課程編成の一般方針」では、教育基本法 6 条 2 項の趣旨を踏まえて、より具体的に各学校の教育活動の展開のあり方について述べている。

小・中・高等学校等の学習指導要領においては、

学校の教育活動を進めるにあたっては、「各学校において、児童(生徒)に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する」ことが期待されており、児童・生徒に 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させること、これらを活用して、課題を解決するために必要とされる思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむこと、が実践的な課題とされていることを、教職員が共通理解と自覚をもって新年度に臨みたいものである。

“困難に負けずに生きる姿と心”を励ます

さまざまな「道具」を考案し、実用性を高め、また食物連鎖を効果的に活用して食物の範囲と楽しみを拡大し、さらには自然界の一部を利・活用して、より快適な生活を実現してきた人間であるが、わが国だけでなく、自然は時として人間社会に襲いかかる。

大規模な地震・津波、洪水、火山爆発等はその代表的な例であり、地震と津波については、昨年 3 月 11 日発生 of 東日本大震災により、2 万人近い死亡者と行方不明者が出てしまい、その復旧・復興のために、国家公務員をはじめとして多くの国民が、経済的困難を甘受しながら苦しい日々を耐えて懸命に生きている。

このような状況下で生きる苦しさだけを強調すれば、子どもたちはこの国で生きて再建する意欲と希望を失ってしまう。各学校では、前向きに生きている数多くの事例を示してやり、子どもたちに、困難に負けずに工夫のある生き方をしている人々の姿に感動し、たくましく生きようとする心を育てることに、根気強く全力を注ぎたい。

(わかい・やいち = 上越教育大学長)

●3月 28 日発売! 「気付き力」「段取り力」「根回し力」「見通し力」の 4 視点からわかりやすく解説!

教務主任の仕事術—ミドルリーダー実践マニュアル

【編集】山崎 保寿(静岡大学教授)

A5判 200 頁 / 定価 2100 円